

国保だより

事務局長就任のお知らせ



東京建設職能国民健康保険組合
事務局長 小杉 力

明けましておめでとうございます

昨年も年間を通して、新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの状況に、それぞれのお立場で苦勞されたことと思いますが、その様な状況下でも、組合員・ご家族の皆様方におかれましては、国民健康保険組合の事業運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

この度、昨年10月の理事会にて事務局長の職を拜命させていただくことになりました小杉力と申します。

理事長をはじめ、副理事長、理事の皆様のご指導のもと、微力ながら、国保組合の適切な運営に少しでもお役に立てるよう努めたいと思っております。

今後ともご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

郵送物のお知らせ



毎年、支部組合よりお配りしております事業案内ですが、令和4年(2022年版)配布分より、本部よりご自宅へ直送いたします。

また、各種ご案内等も同封いたしますので、ぜひご活用ください。

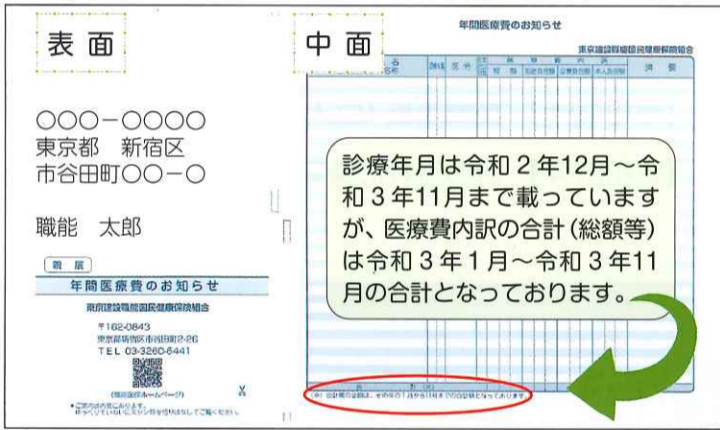
上記のお問い合わせ

東京建設職能国民健康保険組合 業務課
☎ 03-3260-6441

1月下旬から年間医療費のお知らせ(医療費通知)をご自宅にお送りします

◆年間医療費のお知らせには下記の事項が記載されております

- ① 受診者氏名
- ② 医療機関の名称
- ③ 診療年月
(令和2年12月～令和3年11月診療分)
- ④ 区分(外来・歯科等)
- ⑤ 日数または回数
- ⑥ 医療費内訳
(合計額は令和3年1月から令和3年11月の合計)
- ⑦ 医療費控除の申告手続きと医療費のお知らせの見方の説明文



確定申告の際に医療費控除を受ける場合、年間医療費のお知らせを添付することで「医療費控除の明細書」の記載の一部を省略することができます。

なお、明細書の省略をする場合には、必ず下記の注意事項をご確認ください。

(注意事項)

- 年間医療費のお知らせに記載されていないものがある場合(*)には別途領収証に基づいて「医療費の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります。(この場合、医療費の領収書を確定申告の期限から5年間保存する必要があります。)
- 本人負担額の欄には、自己負担相当額が記載されていますが、本人負担額と実際にご自身が負担された金額が異なる場合は、ご自身で金額を訂正して申告していただく必要があります。
- 年間医療費のお知らせを紛失しても再発行はできませんのでご注意ください。

- (*)
- 令和3年12月診療分(全て)
 - 医療機関名が空欄
 - 区分が柔整
 - 医療機関等の請求が遅れている場合
 - 薬局等で購入した医薬品 等

国保組合事務局
TEL 03-3260-6441
FAX 03-3260-7534



《加入者数》

組合員	2,284人
家族	2,553人
後期高齢者組合員	153人
計	4,990人

(2021年12月末現在)



年間医療費のお知らせについてのお問い合わせは建設職能国保(☎:03-3260-6441)までお願いします。なお、傷病名、薬剤等の診療内容についてはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。



令和3年11月より、マイナンバーカードをお持ちの方であればマイナポータルを通じて医療費通知情報を取得することも可能となりました。(令和3年9月診療分より)

国民健康保険被保険者証が更新されます

現在皆さまのお手元にある有効期限が令和4年3月31日までの国民健康保険被保険者証(以下「被保険者証」)は、**令和4年4月1日**から新しい有効期限の被保険者証に切り替えとなります。

■有効期限について

原則は令和5年3月31日ですが、次のどちらかに該当する場合は有効期限が異なる場合があります。

- ・年度中に75歳になる方…75歳の誕生日の前日
- ・保険料を滞納している方…被保険者証をご確認ください

■次の場合は手続きが必要です

同一世帯の家族が大学や専門学校等に進学するため親元を離れて一人暮らしや寮で生活する場合、特定の施設等に入所した場合は別途申請が必要です。

■資格がなくなったとき

当組合の資格を喪失した場合は、被保険者証は使用できません。

速やかに、必ず所属の支部へご返却ください。

■古い被保険者証はご自身で裁断し、破棄してください

これまでは有効期限の切れた被保険者証はご返却いただいておりますが、今回より、被保険者証の更新で有効期限の切れた被保険者証はご返却いただく必要がなくなりました。個人情報に記載されているため、ご自身で裁断し、確実に破棄してください。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

令和3年10月から、医療機関や薬局などでマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。

マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、

- ・就職や転職、引っ越しをしても保険証の切り替えを待たずに健康保険証としてずっと使える。(医療保険者への届出は引き続き必要です。)
- ・限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除される。
- ・マイナポータル(政府運営のオンラインサービス)で自身の特定健診情報や薬剤情報、医療費通知情報が見られる。…等のメリットがあります。

当組合が発行する被保険者証もこれまで通りご利用いただけますが、マイナンバーカードの健康保険証利用も是非ご確認ください。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前にマイナポータルで申し込みをする必要があります。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局については厚生労働省のホームページよりご確認ください。

令和4年度に

実施予定の調査の

お知らせ



個人事業所の皆様へ

重要!

組合員資格調査に

ご協力をお願いします

職能国保では、被保険者資格の適正化と、より公平な保険料賦課のため、令和4年度に組合員の資格及び事業所の調査を行います。

この調査は監督機関からの指導により3年ごとに実施することが義務づけられており、国保組合の運営上も重要な調査です。

対象の皆様には所属の支部を通して調査票をお送りいたしますので、ご多用かと存じますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

被保険者の皆様へ

所得調査に

ご協力をお願いします

令和3年度に実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により1年延期となり、4年度実施予定となります。

各国保組合は被保険者の平均所得により国からの補助金の率が決まります(国民健康保険法第73条)。このため、所得調査が義務付けられており、極めて重要な調査となります。

令和4年度においては、マイナンバーを利用した情報連携により調査を行うことを原則としておりますが、情報連携による所得情報が取得できなかったときは、調査票等を提出していただく場合がありますので、ご理解と協力のほどお願いいたします。

— 課税標準額の確認についての本人の同意について —

内閣府・総務省告示(*)において、国保組合に対する補助の算定に関する事務は本人の同意は不要とされています。

*行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示(平成29年5月29日内閣府・総務省告示第1号)